

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、公告する。

平成31年1月29日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 申請のあった年月日

平成30年12月3日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人BALabo

3 代表者の氏名

佐々木 源

4 主たる事務所の所在地

由利本荘市雪車町字新雪車町64番地2号

5 定款に記載された目的

この法人は、秋田県での働き方、地域のイベントを持続可能なものにする方法及び公務員による個人的な地域貢献活動の方法を研究・実践・発信し、秋田で活躍したい全ての人に有益な情報を提供することを目的とする。